

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安来市長 田中武夫

市町村名 (市町村コード)	安来市 (322067)
地域名 (地域内農業集落名)	安田地区 (横山、的場谷、北谷、政、安田中、峠下、関、宮内、未明)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

北部エリア(横山、的場谷、北谷)の一部では圃場整備により(農)安田ファームに農地の集積を行った、また安田中地区では圃場整備を契機とし(株)おだけへ集積が行われる計画あり。一方で、残るエリアは個人の耕作が中心である。いずれの地区も将来の後継者確保には課題が残る。周囲の山林から侵入する獣害も深刻であり、営農の継続に向けては対策が必要である。

【地域の基礎的データ】

北部エリア:法人1経営体((農)安田ファーム)、認定農業者1名

主な作物:水稻、アスパラ

南部エリア:法人2経営体((株)おだけ、(株)小林電機)、認定農業者1名

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備地は守っていくが、山間部は荒れていくことが懸念されている。条件の悪いところは保全管理で精いっぱいであり、今後は担い手への集積をどのように進めて行くかを地域全体で協議していくことが重要である。水稻、アスパラを主要作物とし、地域内法人に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	173 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	173 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
状況把握に努め、担い手への集約を図る。 現在すでに耕作を辞めることが想定されている農地について、隣地で耕作している担い手に積極的に集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もある。優良農地については中間管理機構を活用して担い手への集積・集約化を図る。 現在耕作をしているが利用権が設定されていない農地について、機構の活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業競争力強化基盤整備事業(安田地区:H27～R2)実施、中間管理機構関連農地整備事業(安田中地区)実施計画あり。ほか農道、水路の補修や管理を多面的機能支払や中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等と連携して、法人の後継者確保に向けた、相談体制をつくる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①新たなイノシシ等侵入防止柵の設置を検討し、既存施設の維持管理に努める ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等事業活用により、農地や農道等保全管理のための取組を進める				